

住宅の耐震化に係る補助制度の拡充について

1 目的

本市における住宅耐震化の改修促進を図るとともに、住宅の倒壊から市民の命を守るため、部分的な補強（段階的な改修）について補助制度を拡充し、住宅所有者を支援することにより、住宅の安全性を強化するもの

2 補助制度について

(1) 拡充内容

住宅の耐震改修は、高齢化・単世帯化等の個別事情や費用負担が大きいなど、様々な要因から実行に移せない場合もあることから、旧耐震基準（昭和56年5月以前）で建てられた住宅の内部において、部分補強や強固な箱型の安全な空間を確保する耐震シェルターの設置などの被害を軽減する改修について、補助を拡充する。

(2) 補助制度（対象は、耐震診断の結果、耐震性が不足した2階建て以下の一戸建て木造住宅）

補助区分		内 容	補助率	補 助 上 限 額
耐震改修 【拡充】	部分改修	住宅全体の構造評点※を0.7以上1.0未満まで向上する改修	改修費用の5分の4	50万円
		2階建て住宅の1階部分の構造評点を1.0以上とする改修		
	耐震シェルター等設置	1階の居室の内部に頑丈な箱（耐震シェルターや防災ベッド）を設置	設置費用の5分の4	25万円
耐震改修 【既存】	全体改修	住宅の耐震化を図るために既存住宅を改修する場合、その費用の一部を補助します。 住宅全体の構造評点を1.0以上とする改修	改修費用の5分の4	100万円
耐震建替え 【既存】		耐震性が不足している住宅を除却して、同一敷地内に住宅を建替える場合、その費用の一部を補助します。	改修費用相当分の5分の4	100万円

※構造評点：地震に、その建物が倒壊せずに耐えられるかどうか診断し、構造の強度を数値化したもの

3 スケジュール

令和4年3月～ 市ホームページや
チラシにより周知
4月～ 補助制度運用開始

